

せんだいくらしのガイド（市民便利帳）作成等業務委託仕様書

業務内容		せんだいくらしのガイド（市民便利帳）の作成及び掲載広告の募集、選定及び広告作成等
数量		10万部（平成29～33年度 各年度） ※8万部は、25部ずつまとめ、上下にあて紙をつけビニル紐で梱包する。上のあて紙には「平成〇〇年度版くらしのガイド(市民便利帳)25部」を明記する。 ※残り2万部は、25部ずつ完全梱包し、「平成〇〇年度版くらしのガイド(市民便利帳)25部」を梱包の上部面に明記する。
規格	サイズ	平成29年度版は、B5版176ページ程度とし、全体の重さは250g以下とすること。 ただし、平成30年度版以降は、行政情報部分において10ページ程度の増加に対応すること。これに伴い全体の重さが、250gを超える場合には、別途協議を行う。
	紙質	グリーン購入法適合品であること
	製本	—
履行期間・納期		履行期間：契約の日から平成33年7月31日 納期：平成29年度 平成29年7月25日 平成30～33年度 各年7月下旬（納入日は、別途協議を行う）
納入場所		総務局広報課及び各区役所・総合支所戸籍住民担当課、行政サービスセンター、市民センター等（約150カ所。配送先が、10カ所以上増加する場合には、別途協議を行う） 上記とは別に、毎年8月から翌年6月まで、仙台市内4カ所に計1,500部ずつを毎月末頃に納入する（納入日は、別途協議を行う）。
配付	対象	転入者、希望者等
	方法	各区役所、市民センター等で配布
広告スペース		行政情報の他の部分及び一部企画ページを除く他の部分
その他留意事項		<p>●本業務のねらい</p> <p>仙台市民に必要な情報を分かりやすく掲載し、主な配布ターゲットである転入者はもちろん、広く市民に活用してもらえるような冊子を発行すること。また、民間企業との共同発行とすることで、市民・民間目線を取り入れた冊子の発行をねらいとする。</p> <p>なお、掲載する情報等については、下記のとおりとする。</p> <p>●行政情報部分に関して</p> <p>(1)行政情報は92ページ程度とする。ただし、平成30年度版以降については、全体で102ページ程度までのページ増に対応すること。</p> <p>(2)本文及び索引のページは2色刷りとする。</p> <p>(3)原稿は、広報課より、原則的に電子データ又は紙で渡し、校正は4回とする。</p> <p>(4)ページレイアウト、デザイン及びフォント等については、製作前に協議すること。</p> <p>(5)著作権及び成果物は、仙台市に帰属する。</p> <p>(6)完成品は印刷物とともに、地図・イラストを含むPDFデータを納品すること。</p> <p>●行政情報以外の部分に関して</p> <p>(1)広告掲載のない、仙台市を分かりやすく紹介する企画ページを10ページ以上設けること。</p> <p>(2)広告掲載のない、仙台市各区を紹介する企画ページを10ページ以上設けること。</p>

	<p>(3) 暮らしの情報（防災・ごみ・子育て等）に関する企画ページを10ページ以上設けること。</p> <p>(4) 企画ページを含む行政情報以外のページの企画立案・作成及び編集は、受託者が責任を持って行うこと。</p> <p>(5) 行政情報以外に関しては、企画・作成・編集、それぞれの行程において、広報課に提示し、事前承認を受けること。</p> <p>● 広告について</p> <p>(1) 広告募集・営業は全て受託者が行うこと。</p> <p>(2) 広告掲載が望ましくない業種・内容は、仙台市広告掲載要綱・広告掲載基準等の定めによる。</p> <p>(3) 広告内に、広告である旨を明記すること。</p> <p>(4) 広報課に広告原稿を入稿し、広告内容等についての審査を受け、承認を受けること（入稿期限については、契約後別途指定する）。</p> <p>(5) 広告内容に関する一切の責任は、受託者または広告主が負うものとし、仙台市は一切の責任及び負担を負わないものとする。</p> <p>(6) 広告掲載に関する権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ、仙台市の承認を得ること。</p>
発行担当課	総務局広報課
備考	納入先等詳細については、別途協議を行うこととする。